

児童手当制度の法改正に伴うお知らせです。

令和4年6月1日から児童手当制度が一部改正となりました。

所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年10月期支給分(令和4年6月～9月分)から、児童を養育している方の所得が上限限度額（下記表の②）以上の場合、児童手当・特例給付ともに支給されなくなります。

※受給事由消滅となるため、児童手当・特例給付が支給されなくなったあとに、あらためて所得が②を下回った場合、再度認定請求書の提出が必要となります。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

児童を養育している方の所得が

①（所得制限限度額）未満の場合、児童手当(月額10,000円もしくは15,000円)を支給

①以上②（所得上限限度額）未満の場合、特例給付(月額5,000円)を支給

②以上の場合、児童手当・特例給付ともに支給対象外